

身体障害者手帳をお持ちの方へ

補装具の購入・修理費用の支給が受けられます！

身体障害者手帳をお持ちの場合、障害の種別により、補装具の購入や修理をする費用を支給する制度があります。

【対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、身体障害者総合支援法の対象難病の方



【主な対象品目と障害種別】

障害種別	給付を受けられる補装具の種別
肢体不自由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ 音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障害	補聴器（高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式）

【個数】

原則として1品目につき1つです。やむを得ない事情があると認められる場合には2つ支給できます。ただし、リハビリのため、スポーツ用など用途が限られるものの支給はできません。

例) 補聴器：原則、より補聴効果のある片側に費用を支給しますが、職業上または学校教育上真に必要があると認められる場合、両耳用として2個分の費用の支給を認めることができます。

【補装具費の支給対象外となる方】

- ・介護保険等ほかの制度で給付を受けられる場合
- ・治療用装具等一時的に使う装具を作成する場合（医療保険の対象となるため）
- ・18歳以上の障害者本人及びその配偶者に市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合
- ・上記の他、判定の結果必要と認められない場合

【自己負担額】

所得区分	1月の自己負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
一般世帯（上記以外）	37,200円

※自己負担額は、補装具購入・修理基準額の1割です。ただし、1月の支払額が37,200円を超えた場合は、超えた分を市が負担します。

【申請するには】



介護・障害福祉課障害福祉係の窓口で申請となります。

(持ち物)

○障害者手帳または対象の対象難病であることが確認できる書類（特定医療費（指定難病）受給者証・医師意見書など）

○マイナンバーカードまたは個人番号が分かる書類

○医師の意見書（県の判定を要しない補装具の申請または文書にて判定（審査）を受ける場合に必要となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。）

※申請書・医師意見書（指定様式）は市役所の窓口にご用意しています。

※転入等により多賀城市で所得状況を確認できない場合は、マイナンバー情報照会を実施し、前住所地から課税情報等の取得を行います。（照会を実施しても情報が得られない際は課税証明または所得証明の取得をお願いすることがございます。）

【申請から補装具の納品までの流れ】※購入等を行う前に申請が必要です。



②判定（審査）について

県リハビリテーション支援センターの医学的判定になります。

判定は原則として、名取市にある宮城県リハビリテーション支援センターに行って受けていただきます。

移動が困難な場合等、来所するのが難しい場合はご相談ください。

申請時に判定日予約が必要となります。

※修理の申請の場合は、②判定（審査）が不要となる場合があります。

- ・児童の場合は、医師意見書を提出して市の審査となります。
- ・眼鏡、視覚障害者安全つえ等の場合は、県の判定が省略となります。
(支給決定後に適合確認となります。)
- ・申請から納品までの期間は、補装具の品目により異なります。

その他、詳しくは下記担当までお問合せください。



お問合せ先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課障害福祉係

〒985-8631

多賀城市中央2丁目1-1

電話：022-368-1478

FAX：022-368-7394